

いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）

八戸市立三条小学校

◇事故発生・学校認知 【いじめと疑われる行為を 発見した場合】

- ・その場でその行為を止める

【暴力を伴う場合】

- ・複数の教員が直ちに現場にかけつける
(現場急行)

【児童・保護者から相談や訴えがあった場合】

- ・真摯に傾聴する
- ・家庭訪問は複数で対応する
- ・重大事態に至ったという申立てがある
- ・自殺を企図した場合等
- ・欠席すること余儀なくされている疑い

◇負傷の有無確認

有：応急処置

無：安全確保

児童の状態によっては、心のケアのため
スクールカウンセラーによる面談を行う

◇周囲児童への処置

◇教頭・校長に第一報を報告する

*被害児童の家庭へ第一報（現時点で把握している事実等）

◇情報を集める（状況把握）

- ・速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う（5W1H）
- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・聞き取りに際しては、場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

◇教頭・校長に報告

- ◇被害児童の家庭へ報告（把握した事実）
- 加害指導の家庭へ報告（把握した事実）

◇指導体制を組む（正確な実態把握に基づき指導・支援体制を組む）

《いじめ対策委員会》（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・関係職員）

- ・事実確認した内容の報告、全体像を把握
- ・被害児童及び加害児童への対応
- ・その保護者への対応

◇全教職員で情報と今後の対応についての共通理解

- ・経過の報告
- ・対応策についての共通理解

◇児童への指導・支援

- ・被害児童に対して
- ・加害児童に対して
- ・周囲児童に対して

◇保護者と連携

- | | |
|--|--|
| 家庭訪問（被害児童）
（複数で対応）
・経過報告（事実関係等）
・事実関係の報告
・加害児童への指導内容
・学級指導の内容の説明
・学校との連携方法について | 家庭訪問（加害児童）
（複数で対応）
・事実関係の報告
・指導内容の説明
・学校との連携方法について |
| 家庭訪問（被害児童）
・経過報告
・学校での児童の様子報告 | |

◇経過観察

- ※関係児童への面談の記録を残す（担任等対応した教員）
- ※いじめ対策委員会の協議内容、事案への対応の記録を残す
(生徒指導主任)

●教頭・校長に報告

※直ちに八戸警察署に通報し、適切に援助を求める(43-4141 内274 生活安全課)

●市教育委員会へ重大事態の発生の報告

市教育委員会の指導・助言のもと対応に当たる(43-2111 内577 教育指導課)

●重大事態の調査組織を設置

(いじめ対策委員会)

- * 情報収集
- * 対応方針検討
- * 役割分担
- * 記録

* 緊急職員会議（情報共有）

●事実関係を明確にするための調査を実施

- ・可能な限り網羅的に明確する
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する
- ・事実をしっかり向き合う
- ・先行調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する

●被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・適時・適切な方法で、経過報告をする
- ・関係者の個人情報に十分配慮
- ・調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に調査内容を被害者児童・保護者に提供する場合もあることを説明する

* 臨時職員会議（共通理解）

●調査結果を八戸市教育委員会に報告

- ・被害児童・保護者が希望する場合は加害児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える

●調査結果を踏まえた必要な措置

- * 被害児童・保護者
- * 加害児童・保護者
- * P T A
- * 関係機関
- * マスコミ

* 第三次対応

- * ケア（児童・保護者・教職員）
- * 事後検証・再発防止策

(参考資料) 文部科学省 学校用重大事態対応フロー図

八戸市教育委員会 八戸市小学校・中学校危機管理ハンドブック

9 いじめ 2. 緊急対応のポイント